

2025年5月29日

各位

会社名 株式会社グローベルス
(コード番号 193A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 藤田 賢一
問合せ先 執行役員経営管理部長 竹谷 治郎
T E L 0 3 - 5 7 2 0 - 7 2 5 0
U R L <https://gro-bels.co.jp/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請、並びに定款一部変更 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の定時株主総会に、「上場廃止申請の件」及び「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせ致します。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、定時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請をすることになります。

記

1. 「上場廃止申請の件」について

(1) 上場廃止申請を行う理由

当社は、2024年6月20日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market (以下、「TPM」という。)へ上場いたしました。上場からおよそ1年間という短い期間ではございましたが、TPM 上場により、当社の認知度や信頼性が向上したと思われ、優秀な人材の確保や事業の発展に寄与できたと考えております。

しかしながら、不動産業界を取り巻く環境の変化や、当社が目指すさらなる成長に対応するためには、迅速かつ柔軟な意思決定が求められます。

そのため、当社といたしましては、より自由度の高い経営判断とスピード感を持った経営を実現するため、一旦非上場化することが必要であると判断いたしました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

なお、非上場化後も、TPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、新たな事業展開やステークホルダーとの連携をさらに推進し、不動産業界の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

(2) 定時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

(スケジュール)

・招集通知発送日	2025 年 6 月 11 日 (予定)
・定時株主総会開催日	2025 年 6 月 26 日 (予定)
・上場廃止申請書の提出日	2025 年 6 月 26 日 (予定)
・最終売買日	2025 年 7 月 24 日 (予定)
・上場廃止日	2025 年 7 月 25 日 (予定)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条）。

(3) 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser である宝印刷株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

2. 「定款一部変更の件」について

(1) 提案の理由

- ①「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決された場合に、譲渡制限株式及び株主総会の決議の省略等の上場廃止に係る定款の変更を行うものです。
- ②当社事業の現状に即し、現行定款第 2 条（目的）の変更を行うものです。
- ③その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025 年 7 月 29 日に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1 不動産の売買、賃貸、仲介、保有及び管理</p> <p>2 建築一式工事、土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事</p> <p>3～16 (項文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1 不動産の売買、賃貸、仲介、保有及び管理</p> <p>2 <u>建築・土木工事の請負及び施工</u></p> <p>3～16 (現行どおり)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p><u>第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。</u></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社においては取り扱わない。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会の決議の省略)</u></p> <p><u>第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面または電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第17条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。</p>	(削除)
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	第5章 監査役
<p>(監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	(削除)
<p>第29条～第31条（条文省略）</p>	第25条～第27条（現行どおり）
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>第35条～第36条（条文省略）</p>	第28条～第29条（現行どおり）
<p>第6章 会計監査人</p>	(削除)
<p>第37条～第41条（条文省略）</p>	(削除)
<p>第7章 計算</p>	第6章 計算
<p>第42条～第45条（条文省略）</p>	第30条～第33条（現行どおり）

以上